

前橋市広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、前橋市広告掲載要綱（平成18年2月15日伺い定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第5号に規定する市長が適当でないと認めるものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- (5) 債権取り立て、回収等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (7) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 個人、団体等の意見広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (17) その他市長が掲載を不適切と認める広告

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年2月15日から施行する。